

少年司法における社会的排除／包摂

—「健全育成」概念による選別を中心に—

Social Exclusion / Inclusion in Juvenile Judiciary :

Distinction by Concept of Sound Development

櫻井秀夫

SAKURAI Hideo

要旨

少年法第1条で謳われている「健全育成」という曖昧な目的概念のもと、少年司法における各関係機関は社会的排除／包摂機能を担っている。少年司法関係機関の中で最も多く「健全育成」概念を規定に盛り込んでいる少年警察活動における補導表の作成や、少年鑑別所における健全な社会生活を営むために必要な事項への助言・指導によって、何が「健全育成を阻害する行為」かが選別され、その行為とそれに対する社会的排除／包摂を予期させ、身体や発話への細部にわたる働き掛けを行っていく仕組みこそが、少年司法を特徴づけている。

一方、全体社会に対して少年矯正が果たしている役割は「空間的排除／文化的包摂」という特殊な機能であり、非行少年を他者として本質化することは社会的排除を容易にしまう上に、「非行少年」の政治的権利が極めて弱く、「健全育成」を「非行少年」という当事者が不在の言説空間で定めていることが、大きな課題として浮かび上がった。

はじめに

「後期近代世界においては、排除は社会の三つの次元で進行した。第一は労働市場からの経済的排除である。第二は市民社会の人々のあいだで起こっている社会的排除である。第三は刑事司法制度と個人プライバシー保護の領域で広がっている排除活動である。」(Young1999 : p. vi)

社会的排除／包摂の視角から後期近代社会論を展開したJ. ヤングはこのように述べる。本稿ではこの第三の排除について（必然的に包摂についても）論じていくことになるが、最初に本稿の立場を明らかにしておく、以下の点が挙げられる。まずは、多くの社会的排除／包摂論で散見される「排除＝悪」「包摂＝善」という前提に本稿は立っていない、また「昔は包摂型社会で、現代は排除型社会である」という社会認識にも必ずしもよっていない、そして「出所者、出院者の社会復帰を促進する包摂型が望ましい」というような結論を先取りした議論を目的としていないのである。

それでも、この社会的排除／包摂という視点から少年司法を読み解くことが有意義であると考えているのは、ヤングの問題意識を引き継いで、刑事司法制度なかんずく特段の配慮と制度が施されている少年司法において、排除／包摂が機能する場を明らかにし、先のような立場からその課題を提示する作業がこれまでなされてこなかったからである。

少年司法を考察する上で、曖昧な「健全育成」概念はその制度上の根幹でありながら、難問であり続けている。少年法の第1条で「健全な育成」は目的概念として掲げられ、少年司法に関係する諸機関はこの「健全育成」という目的を大前提としたうえで、各機関に

定められている関係法令等に基づいて職務を遂行している。

この「健全育成」という概念について、筆者はこれまでにさほど注目されてこなかった諸特徴を提示した（櫻井 2018）。それは、健全育成というコトバが①広辞苑だけでなく、各種法律用語辞典にも掲載されていない、②少年司法の関係法令において、「健全な育成」という表現は、少年法では7か所、更生保護法が5か所、少年院法が17か所であるのに対し、少年鑑別所法は（少年鑑別所はいわゆる執行機関・教育機関でないにもかかわらず）33か所もあり際立っている（なお、少年警察活動規則には11か所ある。）、③意味内容を法令内で説明しようとすると同義反復、トートロジーに陥る（例えば、「健全な育成とは、健全な社会生活…」）などである。

このように「健全育成」概念は空虚な概念とも呼べる性質でありながらも、少年司法においては、それを目的として、各機関で日常業務が厳格に遂行されているのである。そこで、それらの業務遂行を促す「健全育成」に関する規定が、どのように定められて、それが社会的排除／包摂とどのように結びついているのかを確認することは、一定の意義があるものと考えられる。

1 排除／包摂の選別機能としての少年警察活動規則

警察活動においては、被疑者の検挙、被害者の被害回復による社会正義の実現などがその目的とされるようであるが、少年警察活動においては次のように明示されている。（下線は筆者による。以下同様。）

（少年警察活動の基本）

第三条 少年警察活動を行うに際しては、次の各号に掲げる事項を基本とするものとする。

一 少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、その規範意識の向上及び立ち直りに資するよう配慮すること。

つまり、少年警察活動に携わる職員の側（少年警察活動の主体）に「健全な育成を期する精神」であることを求めている。そして、それらは「規範意識の向上」と「立ち直り」に資するものであることが期待されており、この規定で定められていることは当たり前のように映るが、重要な点である。なぜならば、警察の本来業務である検挙（さらに補導）においてさえも、その目的は健全育成にあることを明記しているからである。

そこで問題は、何が「健全な育成」にあたるのかという点になる。他の法令と同様に、「健全育成」概念を直接指示する定義はないものの、「健全な育成を阻害する行為」（少警規2条7号）は示されており、そこから「健全育成」概念に対し消去法的に接近しうるものと考えられる。それが「不良行為」（少警規2条6号）である。すなわち、「不良行為をさせないこと」を探ることにより、何をもち「健全な育成」としているのかという問いに、少しでも答えうるのではないかと考えられる。

では、不良行為とは何か。同規則では「飲酒、喫煙、深夜徘徊その他自己又は他人の徳性を害する行為」と定められており、通達で「不良行為の種別及び態様」として17の類型で明記されている¹⁾。それらを引用すると、以下のとおりとなる。

1) 平成20年10月17日警察庁丙少発第33号警察庁生活安全局長通達「不良行為少年の補導について」

不良行為の種別及び態様

以下の行為であって、犯罪の構成要件又は犯要件（少年法第3条第1項第3号に規定されたる犯事由及び犯性をいう。）に該当しないものの、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのあるもの。

- 1 飲酒：酒類を飲用し、又はその目的で所持する行為
- 2 喫煙：喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為
- 3 薬物乱用：心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、又はその目的でこれらのものを所持する行為
- 4 粗暴行為：放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等に発展するおそれのある粗暴な行為
- 5 刃物等所持：正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒、その他、人の身体に危害を及ぼすおそれのあるものを所持する行為
- 6 金品不正要求：正当な理由がなく、他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為
- 7 金品持ち出し：保護者等の金品を無断で持ち出す行為
- 8 性的いたずら：性的いたずらをし、その他性的な不安を生じさせる行為
- 9 暴走行為：自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動をともにする行為
- 10 家出：正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為
- 11 無断外泊：正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為
- 12 深夜はいかい：正当な理由がなく、深夜にはいかいし又はたむろする行為
- 13 怠学：正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為
- 14 不健全性的行為：少年の健全育成上支障のある性的行為
- 15 不良交友：犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為
- 16 不健全娯楽：少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為
- 17 その他：上記の行為以外の非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのある行為で、警視総監又は道府県警察本部長が指定するもの

これらの類型において、統計上の数値としては「深夜はいかい」と「喫煙」が際立っており、それらが少年の補導を議論する際の重要テーマとなるが、目的が非行の防止ではない本稿独自の関心にとって、最も論争的なポイントは「正当な理由」と「少年の健全育成上の支障」である。上記のように並べて概観しただけで、「正当性」や「健全育成上の支障」に係る境界線の恣意性を見出すことは容易である。なぜならば、上記類型の「1 飲酒」から「9 暴走行為」までは、その類型の名称そのものが犯罪行為に準じた行為であるが、「10 家出」以降の不良行為は、これらの行為自体が即犯罪につながる行為とは言えず、これらの行為を不良行為とみなすためには、一定の条件とそれに対する重要な判断が必要となるからである。

葛野は、不良行為に対する事後的措置が適正な判断によって行われるための人的仕組みが、少年相談カウンセラーや婦人補導員等の存在によって保障されるように整備されているが、それらの仕組みは、そもそも「不良行為少年の発見、および発見者による指導・連絡の過程における補導の主体の裁量的判断が適正に行われるための保障としての意味を有

してはいない」（葛野 1989, p.99）と指摘している。また、このような観点から、葛野は補導表の作成過程における「少年事件選別主任者」に着眼し、その役割を担当している各警察署の係長について、その専門性に対する疑問を呈している。

これらの葛野の観点は決して些末なものではなく、「健全な育成を阻害する行為」が成立する、まさにその場面を捉えている。この不良行為が成立する場面は、ラベリング論を持ち出すまでもなく、少年司法制度の側（および行為者との相互行為、反作用場面）に存在する。（一応は、人の恣意的な判断を離れた法令という次元で輪郭を固定化された）犯罪行為や触法行為ではなく、不良行為、なかならず本稿で先に提示した一定の条件やそれに伴う判断が必要となる行為に係る「正当性」や「健全育成上の支障」だからこそ、行為そのものの性質ではなく、異なる次元によって規定されるという性質が際立って表れる。

その異なる次元とは、少年事件選別主任者による補導表の作成及び（これも葛野が指摘する）決裁者による追認行為に集約される選別機能と言える。この機能は、補導表の作成・決裁の前後の作業である、「不良少年」との対面場面から、作成された個別の補導表の決裁が済んだ後の、行政機関として行う統計報告へと事象が吸い上げられていく作業までの過程を含む。²⁾（このような通常の業務遂行に係る日常的な実践という一見些末的で、相互的かつ複雑なプロセスに着目することは、ラベリング論の理論上の課題においても重要である。）³⁾

実際に、新任の少年係員を念頭に出版された手引書では、以下のように説明がなされている。例えば、「12 深夜はいかい」でその対象となる時間帯は、各県においても、おおむね午後 10 時ないし 11 時ころから、翌日の午前 4 時ないしは 5 時までの間である。この時間帯に屋外にいることが「深夜はいかい」に該当しないようにするための「正当な理由」は、以前は牛乳配達や新聞配達という例が挙げられていたが、現在では、午後 11 時まで塾で学習してコンビニで買ったパンを公園で食べる少年を補導するわけにはいかないの、補導ではなくアドバイスをすべきである、としている。また、補導表上の行為場所欄を書くにあたっては、「コンビニ」と看板を掲げている店でも昼間帯しか営業しない小売店は、コンビニエンスストアとは補導表には書かない、さらに「公営競技場」はギャンブルが認められた場所を指し、「国立陸上競技場」は該当しないなど、このように様々な留意事項、決め事を明記しなければ、公的機関が最も目指す「円滑な業務遂行」をなしえないのである。^{4) 5)}

2) 統計へと吸い上げられていく過程で、不良行為類型の例えば「14 不健全性的行為」の数値については「公園での性的行為」などの具体的な内容が備考欄に追記され、それが不問とされることにより、公的に追認されていく。

3) 「わが国でも、レイベリング論は 70 年代に紹介され、一つの流行となり、「ラベル」「スティグマ」「予言の自己成就」「逸脱の増幅」などの概念が社会学の常識語となった。そのさい日本でのレイベリング論の受容の仕方の一つの特徴が見られる。それはレイベリング論の独自性をアピールするために「強い命題」が好まれ、レイベリング論が本来有していたような複雑性への配慮を無視して単純化されて受け入れられたことである。」（宝月 1996, p.150）との問題意識を本稿も共有している。

4) 少年非行問題研究会編 2008 「2 訂版わかりやすい少年警察活動」、東京法令出版会より。

5) 警察権力が「不良行為」の範囲を恣意的に運用するのでは、との危惧を表明する関係団体や論稿が散見されるが、筆者にとっての懸念は、「平成 19 年 10 月 31 日付警察庁乙生発第 7 号警察庁次長依命通達「少年警察活動推進上の留意事項について」」において明記されている「(1) 健全育成の精神」である。

それは「規範意識の向上」は、少年の非行の防止に不可欠な要素であり、また、「立直り」とは、非行少年及び不良行為少年が立ち直ることのみならず、被害少年がその精神的打撃から立ち直ることも含むものである。少年警察活動を行うに当たっては、少年が立ち直ってこそ「少年の健全な育成」という最大の目的が達成されることに留意すること。」としており、取り締まる姿勢ではなく、その教育的・保護的な姿勢こそが警察の権限を超えているのでは、との疑念を抱いている。そして、それらの適切な運用を、仕組みよりも職員本人の人格の向上に任せている点にも疑問を感じている。

このような補導する側による行為の選別作業を経て、「健全な育成」をすべき少年たちも選定されていくのであるが、それが即社会的排除につながるのでは早計である。ただし、補導は少年司法制度と少年本人との最初の接触でもあり、少年からみれば「取り締まる側からの警告」としての機能を有しており、少なくともその先にある「収容」を、不良行為と連動させて、予期させる機能が双方にとって重要である。したがって、補導が予測させる「収容」における「健全育成」概念による機能を分析する必要がある。

2 少年鑑別所法⁶⁾における排除／包摂への予期

先述したとおり、少年鑑別所は教育機関でないにもかかわらず、少年鑑別所法は最も多く「健全な育成」という文言を盛り込んだ法律となっている。それらを大別すると、成長発達権に基づく支援型の「健全育成」（少年鑑別所法 28 条、29 条、65 条等）と、外部交通等の重要な権利を制約しうる禁止型の「健全育成」（同法 80 条 3 号、94 条 1 項 7 号等）が挙げられる。

支援型の「健全育成」とは、少年鑑別所法で新たに定められた「第4節 健全な育成のための支援」であり、それは在所者が「健全な社会生活を営む」（同法 28 条、29 条）ために行われる支援である。それだけでは、まさに冒頭で言及したようにトートロジーになってしまうため、訓令等で確認する必要がある。

訓令⁷⁾では以下のとおり定められている。

（生活態度に関する助言及び指導の内容）

第3条 法第28条の規定による助言及び指導は、在所者に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 基本的な生活習慣に関する事項
- (2) 対人関係及び日常の行動に関する事項
- (3) 健全な社会生活の維持に関する事項
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、在所者の心情の安定又は健全な育成を図る上で必要と認められる事項

（学習等の活動の内容）

第4条 法第29条第1項の規定による活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による学校教育の内容の学習
- (2) 一般的教養及び社会的常識の習得に資する文化活動
- (3) 情操の涵養に資する活動
- (4) 修学、就業等進路選択に資する活動
- (5) 前4号に掲げるもののほか、少年鑑別所の長において相当と認める活動

6) 少年鑑別所法では被観護在所者、未決在所者、在院中在所者など様々な法的地位にある者について定めているが、本稿では、少年鑑別所への入所事由で最も多いとされ、一般的に議論の前提となっている被観護在所者を念頭に進めていく。

7) 平成27年5月27日付法務省矯少訓第11号法務大臣「在所者の健全な育成のための支援に関する訓令」

これらの「健全な社会生活を営む」ために必要な事項の内容については、通達⁸⁾で示されている。

まず、訓令で示された「(1) 基本的な生活習慣に関する事項」は、通達では挨拶、整理整頓、洗面、身だしなみ、食事時の姿勢、規則正しい生活等に関することとされており、「(2) 対人関係及び日常の行動に関する事項」は言葉遣い、礼儀、身近にいる者への態度、課題への取組姿勢、集団内での役割分担等に関することである。これらから分かることは、家庭裁判所による観護措置決定等によって少年鑑別所へ収容された少年、すなわち「身柄」そのものに対して、身体、発話の細部にわたって「健全育成」の名のもとに働きかけを行っている仕組みになっているという点である。

このことは、少年院と少年鑑別所を少年矯正施設として類似した機関と考えると違和感を抱かないかもしれないが、少年審判で処分が確定する前の未決拘禁的な性格という、少年院とは大きく異なる拘置所に近い性格を有する少年鑑別所の別の側面から考えると、この働きかけを行いうることは、極めて特殊な仕組みであり、それらの特殊性は歴史的な経緯に多くを負っている。⁹⁾

さらに、同訓令第3条第3号と同第4号の「健全な」という用語はトートロジーになっているので、特にその内容は注視する必要がある。「(3) 健全な社会生活の維持に関する事項」は、通達では修学、就業、家族関係等について面接や日記の作成などの方法により行うこととしている。ここで重要なのは、「仕事に就くこと」「学校に入ること」そして「家族関係について考えること」が「健全な社会生活の維持」の内容として明示されている点である。つまり、法を制定した側の意図の有無に関わらず、社会生活を指向する者にとっての必要な事項が示されているのである。このことが本稿の関心において重要なのは、在所者が社会的に包摂されることを望む場合に必要な事項、肯定されている事項について、具体的に未来や現在の身体・発話に至るまで提示されていることである。当然、それらの提示に対して適応する在所者や反発する在所者、時には脅威に感じる在所者もいるため、受け止め方は様々と言える。

ここで疑問として浮かび上がるのが、これらの本来は支援型の健全育成が、なぜそのような強制的ないしは威圧的なメッセージ性を在所者に対して有するのか、という点である。その仕組みを解明するのが、次の同条第4号である。「(4) 前3号に掲げる事項のほか、在所者の心情の安定又は健全な育成を図る上で必要と認められる事項」は、在所者が少年審判や少年院送致を控えていることによって抱く心情不安や、それ以前に少年鑑別所に収容されたこと自体に対するショック、現在の身体的な悩みなどを指しているものと考えられる。この第4号が想定している少年審判という社会（内処遇）復帰への「試験」に向かう在所者は、それまでに同条第1号及び第2号という（学校で言えば）「内申点」を事前に少年鑑別所内の生活場面で評価され、同条第3号の将来への見通しについての自らの考えを少年鑑別所や家庭裁判所などの関係者に披歴すべく、同条第4号で想定する不安と向き合うのである。それは、まさに「家庭裁判所という問題解決システムの階層性によっ

8) 平成27年5月27日付法務省矯少第142号法務省矯正局長「在所者の健全な育成のための支援に関する訓令の運用について（依命通達）」。なお、本稿では訓令第3条（法第28条関連）についてのみ言及し、同第4条（法第29条関連）について触れていないが、後者については別の機会に詳細を論じている（櫻井2018）。

9) この経緯については別の機会に詳細を論じている（櫻井2008）。

て、少年は依然として処分決定される当事者としての責任とそれに伴う不安がつきまとい、それが少年の既成の構えに揺らぎをもたらし変化のきっかけを与えていくのである。」(高内2000、p.67)という少年司法制度を「少年司法」たらしめている基本構造がここにあると言える。そして、先述した補導によって生じる身柄の手続きに対する行為者の「予期」の到達点が、この少年審判、およびその結果としての少年院送致なのである。

これまでで既に、社会に包摂される条件となる「支援型の健全育成」も含めた少年司法制度の態様について示したが、少年鑑別所においては「禁止型の健全育成」も行われている。

(在院中在所者以外の在所者の自弁の書籍等及び新聞紙の閲覧)

第六十六条 在院中在所者以外の在所者が自弁の書籍等及び新聞紙を閲覧することは、この条及び第六十八条の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

2 少年鑑別所の長は、在院中在所者以外の在所者が自弁の書籍等又は新聞紙を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。

- 一 少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
- 二 在院中在所者以外の在所者が被観護在所者又は未決在所者である場合において、その保護事件又は刑事事件に関する証拠の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。
- 三 在院中在所者以外の在所者の健全な育成を著しく妨げるおそれがあるとき。
- 四 在院中在所者以外の在所者が鑑別対象者である場合において、その鑑別の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。(以下、略)

(面会の相手方)

第八十条 少年鑑別所の長は、被観護在所者に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、第七十七条第三項の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。ただし、刑事訴訟法(少年法において準用する場合を含む。次項において同じ。)の定めるところにより面会が許されない場合は、この限りでない。

- 一 被観護在所者の保護者等
- 二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、修学又は就業の準備その他の被観護在所者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

2 少年鑑別所の長は、被観護在所者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、健全な社会生活を営むために必要な援助を受けることその他面会することを必要とする事情があり、かつ、次の各号(被観護在所者が鑑別対象者でない場合にあつては、第四号を除く。次条第一項において同じ。)のいずれにも該当すると認めるときは、これを許すことができる。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されない場合は、この限りでない。

- 一 面会により、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないとき。
- 二 面会により、被観護在所者の保護事件又は刑事事件に関する証拠の隠滅の結果を生ずるおそれがないとき。
- 三 面会により、被観護在所者の健全な育成を著しく妨げるおそれがないとき。
- 四 面会により、被観護在所者の鑑別の適切な実施に支障を生ずるおそれがないとき。(以下、略)

（信書の内容による差止め等）

第九十四条 少年鑑別所の長は、前条の規定による検査の結果、被観護在所者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。同条第二項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様とする。

- 一 暗号の使用その他の理由によって、少年鑑別所の職員が理解できない内容のものであるとき。
- 二 発受によって、刑罰法令に触れる行為をすることとなり、又は犯罪若しくは非行を助長し、若しくは誘発するおそれがあるとき。
- 三 発受によって、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
- 四 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。
- 五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。
- 六 発受によって、被観護在所者の保護事件又は刑事事件に関する証拠の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。
- 七 発受によって、被観護在所者の健全な育成を著しく妨げるおそれがあるとき。
- 八 被観護在所者が鑑別対象者である場合において、発受によって、その鑑別の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。（以下、略）

このように、同第 66 条第 2 項第 3 号の自弁書籍及び新聞紙の閲覧において、「同第 80 条第 2 項第 3 号の面会において、また同第 94 条第 1 項第 7 号の信書において、いずれも「健全な育成を著しく妨げるおそれ」がある場合に行われる重要な諸権利への制約を定めている。当然、問題はそれが何を指すのかである。

自弁書籍及び新聞の内容検査における「健全な育成を著しく妨げるもの」に該当する内容は、訓令¹⁰⁾によれば、「反社会的集団や地域不良集団を肯定するもの、犯罪又は非行を助長するもの、いたずらに性欲を刺激するもの等、その書籍等を閲覧させることにより、当該在所者の健全な育成を著しく妨げ、又は改善更生に支障を生ずるおそれがあるか否か。」とされており（第 7 条第 3 項第 2 号）、少年鑑別所長から指名された職員が検査を行い、定められている様式にその理由を記載して、所長に報告することとなっている。

また、信書及び面会の外部交通においては、「健全な育成を著しく妨げるもの」についての具体的な規定はなく、禁止した場合には具体的な理由を明らかにしておくことが手続き上、求められているが、そもそも信書はどのような相手方とも原則許可されており、面会は保護者（虐待のケースを除く。）、家族、教員、雇用主、用務上必要ある者などに限定されていることから、「健全育成」が判断基準になることは殆ど考えられない。このように外部交通が許容されている対象者をあえて不許可とする場合には、積極的にその理由を挙げる必要があり、そのような措置は運用上考えにくいだけでなく、少なくとも恣意的に

10) 平成 27 年 5 月 27 日付法務省矯少訓第 12 号法務大臣「在所者の書籍等の閲覧に関する訓令」。

少年や相手方にとって不利益な措置を講じられないようになっている。¹¹⁾

少年鑑別所における「健全育成」理念による権利制約について、筆者は「少年鑑別所独自の健全育成理念による権利制約」はありえず、一般社会において青少年に対して行われる健全育成による権利制約しか導けないことを示したが（櫻井 2008）、その原理原則は新たに定められた少年鑑別所法においても変わらないものと考えている。

問題は書籍等の扱いである。書籍等の内容の検査から制限措置まで少年鑑別所長の責任の下に行われ、責任の所在や手続きが明文化されているものの、その措置に関する少年鑑別所長の裁量が極めて大きいのが特徴で、それによって運用にも施設間の差が生じやすい。

以上のことから、少年鑑別所法における健全育成については、先の支援型の健全育成に加えて、禁止型の健全育成という観点から以下のようにも考えられる。

つまり、支援型において少年の身体や発話に直接働きかける処遇の一般職員から家庭裁判所裁判官を頂点とするシステムとは異なり、禁止型はシステムではなく、少年鑑別所長の裁量によって対象の設定がなされている。それにより少年たちには、自分たちが戻りたいと考えている社会から何が排除されているのか、何が否定されているかが、結果的に示されている状況になる。それが「反社会的集団や地域不良集団を肯定するもの、犯罪又は非行を助長するもの、いたずらに性欲を刺激するもの」であり、この表現が曖昧だからこそ、在所者本人が自分の頭の中で想像を張り巡らせることになる。

そのような意味では、面会や通信においても、実際には個別の権利制約の（面会や発受信の不許可等の）措置がなされなくとも、そのような曖昧な表現によって制約されうるといふ所内ルールが、在所者に提示されていることにより¹²⁾、在所者の状況や認識能力によって排除と包摂の境界が想像され、それが少年審判における「試験」にまで結び付けられることが日常的に行われるのである。¹³⁾

3 社会的排除／包摂における健全育成

(1) 空間的排除／文化的包摂としての少年矯正

これまで少年司法における「健全育成」と排除／包摂の関係について、少年警察活動の補導場面における作用、少年鑑別所の収容場面における作用を通じてみてきた。そこで明らかになったのは、立法の意図とは無関係に、合法・非合法の境界において曖昧な領域にある行為について、排除されるべき行為・行為者を「健全育成」概念に基づいて選別したり、また、身体や発話の細部にわたって選別し、将来の見通しや在るべき状態について、それが排除又は包摂の対象になるか否かを予期させたりする装置として、少年司法の関係

11) 少年鑑別所では所内での助言・指導等が少年に対して強制になったり、審判前にもかかわらず非行事実を前提とするような働き掛けになったりしないように（非行防止はできるが、再非行防止は不適切になる。）、その内容と方法について依命通達等で詳細に定めている。一方、注(5)で少年警察活動について、筆者は警察の権限を超えた教育・保護的姿勢に危惧を示したのは、少年警察活動における少年の「規範意識の向上」や「立直り」について、そのような「縛り」が見当たらなかったことによる。

12) 少年鑑別所法第23条では、少年鑑別所の長は、在所者に対し、その少年鑑別所への入所に際し、在所者としての地位に応じ、権利義務に関する事項について、口頭と書面で告知しなければならないと定められており、さらに処遇規則では、「平易な表現」を用いることや、(いわゆる「生活のしおり」と呼ばれる)書面を少年の居室に備え付けるように定めるなど、その所内ルールの周知について、かなり厳格に義務付けている。

13) このような特殊な空間であればこそ、教育機関で通常見受けられる「教える—学ぶ」という光景ではなく、教育機関でないがゆえに「教えない」、しかし「学ぶ」という、山内が示した「教えない—学ぶ」という特殊な光景を生み出すのである（山内 2011）。

機関が機能しており、それは大きな権力的意図というより、少年と直接接する日常的な職務の実践によって果たされているということである。

それでは、少年司法は少年たちを社会的に排除しているのか、それとも社会的に包摂しているのか、という問いを立てた場合に、その答えはどうなるだろうか。政策用語としての社会的排除／包摂の立場から答えれば、それは社会的包摂をすべき、という答えになり、実際に刑務所や少年院などに関する議論では、それを前提に受け入れる社会や公的機関である矯正施設、保護観察所はどうあるべきかという議論にならざるを得ない（例えば、日本犯罪学会編 2009 等）。

しかし、それはおそらく政策的には正しい議論ではあるが、そこに社会的排除／包摂という用語が必要なのか疑問が残る。なぜならば、社会的排除／包摂論は、社会のあるべき姿を描くイデオロギー（知識社会学的にはユートピア論）としての社会包摂論というよりも、岩田らの多くの論者の展開では、社会的排除の実態を、それまでの貧困や剥奪概念とは異なり、複合的要因やプロセスとしてみなす動態的視点を有していることが重要な意義なのである（岩田 2008）。

また、社会理論としての排除型社会／包摂型社会の提唱者であるヤング自身が、排除のプロセスとは「私が当初前提にしていた単なる社会的排除ではない。むしろここでは包摂と排除の両方が一斉に起きていて、大規模な文化的包摂と系統的かつ構造的な排除が同時に起きている。すなわちこれこそが過剰包摂型社会（a bulimic society）である。」（Young 2007, No. 570, 強調はヤングによる。）と明言して、自らの理論を修正しており、より精緻な議論を求めていることから、それらの成果も踏まえるべきと考える。

それらの知見を活かして、これまでの少年司法システムを社会的排除／包摂論で整理すると、以下のとおりとなる。健全育成を働きかける対象として、それまでの司法過程で選別されてきた身体（＝身柄）を収容する少年院および少年鑑別所（総称して少年矯正と呼ばれる。）は、その意図は社会防衛にせよ、少年保護にせよ、明らかに社会から空間的に少年を排除することが一義的な目的である。それと同時に、社会復帰（政策としての包摂）を前提にした（その時点ではまだ空間的には包摂しないという意味で）文化的側面のみの包摂のプロセスも既に始まっているのである。その包摂は、刑事施設における刑期が終了し、空間的に社会で包摂される社会復帰とは異なり、空間的な包摂への前提条件となる、現に施設内で行われる文化的な包摂（＝同化）である。一言でいえば、社会全体の排除／包摂において、少年矯正は、「健全育成」に基づいて少年に対する「空間的排除／文化的包摂」を行う装置として位置づけられる。その対象や内容、方法は前章で述べたとおりである。¹⁴⁾

（2）本質化された他者としての少年像

ヤングの社会的排除／包摂論において鍵となる概念は、排除型社会が起きる社会背景としての「後期近代」であり、社会的排除を積極的に推進してしまう「本質主義 (essentialism)」である（Young 1999, p. 117）。本質主義とは、筆者なりの理解では、他者の性質を可変的な

14) その装置（少年矯正）は結局、「排除」なのか「包摂」なのかと問われれば、両方の性質を併せ持つ（一時的な）「隔離」としか言いようがない。社会的排除／包摂論における施設の位置づけについては、ほとんど先行研究がないが、全制的施設アサイラムについて検討した内藤（2012）の論考を参考にしている。

ものとしてみなさず、絶対的なものとして固定的にとらえ、それを他者の本質としてみなす態度・実践であるが、これは事物全般の性質にかかわる哲学的な議論ではなく、エスニック集団の性質に対する通俗的理解の在り方として、1970年代から欧米で議論の対象となってきたテーマである。

この本質主義が社会的排除／包摂論において重要と考えられるのは、生物学的本質主義も文化的本質主義も社会的対立に根拠を与えてしまい、多文化主義と相まってリベラルな言い回しも排除の言葉に変えてしまい、そして何よりも、この本質主義が他者を悪魔に仕立てあげるための必要条件であるとのヤングの問題意識による。

ヤングが重要視するこの他者化について、広田と伊藤は日本の少年院との関係で論じている（広田・伊藤 2011）。そこでは、ヤングが提示した「保守的な他者化（悪魔化）」と「リベラルな他者化」を活用し、日本の現状を踏まえて、あえて「リベラルな他者化」を肯定化する立場を採用している。

逸脱者を悪魔と見なし、「われわれ」の価値とは正反対であるとして懲罰的・排除的な政策を重視する「保守的な他者化」とは異なり、ヤングが挙げる「リベラルな他者化」とは、「他者をわれわれのような素質や美徳が不足しているとみなすこと」であり、その不足を補う教育と社会復帰という包摂的施策を重視するものである。見方によっては、同化主義にも映るこの「リベラルな他者化」を広田と伊藤が採用した背景には、保守的な議論に対抗し、包括的な社会を作っていくために、日本の少年院をどのように見ていけばよいかという問題意識に立っていることによるものと考えられる。

彼らと本稿とは問題意識が異なるものの、保守的にせよリベラル的にせよ、非行少年が社会で「他者」として立ち現われることを率直に見つめ、その現象に対して、どのように適切に対応していくべきかという視点は、本稿においても極めて重要である。

この非行少年の他者化が最も際立って現れるのは、凶悪事件の報道や少年法改正論議においてである。そこでは、厳罰主義者は保守的な少年像（極悪で小さい大人）を持ち出して語り、保護主義者はリベラルな少年像（無垢で環境の犠牲者）を持ち出して語り、激しく水かけ論を展開するのである。¹⁵⁾ ヤングの考えに基づけば、非行少年の他者化においては、保守もリベラルも、いずれも「非行少年」と「おとな」との間に大きな隔たり設けることになり、二項対立を強化する。そして、一つの凶悪な少年事件によって、強化されてきた対立項による非行少年の悪魔化が容易に推進され、社会的排除が推進されるのである。ヤングによれば「同じ過程から怪物と聖人、魔女と聖女の両方が生みだされる。」（Young 1999, p.115）

では、この少年司法制度において、この二項対立が強化されることは重要な意味を持つのか。これまで展開してきた健全育成をめぐる排除と包摂の実践は、対象や基準の選別からその実行まで全て「大人」が先回りして行う仕組みになっており（それがパターンリズムの本質でもある）、少年は一貫して客体であり、「健全に育成される他者」として見なされ、それは少年院での矯正教育や保護観察においても同様であり、少年司法制度を貫く原

15) 桜井秀夫（2003）報告『『青年』層』の創出と消滅—昭和40年代における少年法改正論議を対象にして』（関東社会学会第51回大会：大正大学）では、昭和41年に法務省が発表した「少年法改正に関する構想」を起点にして、この中間期ないしは過渡期としての『『青年』層』という新たな年齢層を設定して改正論議が展開されたものの、その『『青年』層』の年齢設定における中間期的性格によって、本質主義的論争の決着が困難になった論理を明らかにした。

理でもある。

しかし、本稿では、それは果たして妥当なのか、自明の原理でよいのか、という問いをあえて立てたい。つまり、「われわれ」が「かれら」の「健全育成」の在り方全てを決めるべきなのか否か、そのような権限や資格があるのか、そのような見識があるのか、倫理的に許されるのか、という問いである。

ヤングは、本質化された他者を悪魔化する過程において、マスメディアが中心的な役割を果たすとしているが、そのような観点から、ここで20年前に描かれ、マスメディアで流布され、「われわれ」にも「かれら」にも疑問に付されなかった、ささいな少年像を一点紹介する。

資料で紹介した4コマ漫画は、当時全く話題にならなかった。しかし、この4コマ目のセリフと登場人物が、この眼鏡をかけた中学生ではなく、例えば特定のエスニック集団であったり、特定の宗教団体であったり、特定の性的指向者だったりした場合は不問に付されていただろうか。関係団体から抗議がなされるだろうか。もっと分かりやすく、例えば中年男性であったり、中年女性だったりした場合はどうだろうか、抗議や疑問はなされなかったであろうか。世相を反映したマンガとして済まされていたであろうか。

これは重箱の隅をつつく議論ではなく、「大人」と「子ども」「非行少年」が、まさにエドワード・サイードが（「西洋」と「東洋」の関係で）示したオリエンタリズム的状况にあることを示している。すなわち、一方的に描かれ、参照され、引用される知の体系である。この関係を打破するには、「子ども」が新聞の漫画を描く（知の権力を獲得する）か、当事者として声を上げる以外にないのである。ここで描かれた表象としての「中学生」の声を代弁する、代理する大人はいなかったのである。

また、初学者向けでありながら、異彩を放っている少年法のテキストがある（守山・後藤2009）。そこでは、「政治的権利のない少年」と題し、18歳未満の少年は「自らが参加することなく定められたルールに従うことが要求されるという極めて理不尽な状況におかれる。」（同、p.8）とされている。

このように、広義の政治にせよ、狭義の政治にせよ、（個別の対面場面ではなく）社会全体において少年の政治的権利が殆んどないという状況は、マジョリティ（おとな）が検討・配慮すべき課題であり、それらの非対称どころか、圧倒的な優劣関係の下に少年司法制度が成立しているのである。¹⁶⁾ 社会的排除を容易にするこのいびつな表象を改訂していくには、経済的基盤はともかく、マジョリティが当事者の声を聴くか、当事者が自らの声を上げていくしかないのである。

16) 長光は、「『社会的排除／包摂』論者の多くが、自然と当該社会のマジョリティ側に立っていた」と指摘している（長光2009、p.20）



資料 (1998年2月3日読売新聞夕刊(東京版)掲載)

4 結びにかえて

ヤングは、後期近代における新たな犯罪学(保険統計的犯罪学)においては、その容疑対象が「個人」「個体」から「カテゴリー」へ移っていると警告を鳴らしている(Young1999、p.45)。¹⁷⁾そこで「われわれ」ができること、なすべきことは、補導表の作成時・決済時において、また少年鑑別所における生活指導・助言場面において、非科学的な本質化され

17) ヤング(1999)の翻訳本(青木他2007、p.119)では「集団カテゴリー」と訳されているが、IndividualからCategoricalへの移行であるため、個人から集団ということより、個人、個体からカテゴリーへの移行と筆者は理解した。図の4コマ漫画にあるように、固有名ではなく、(集団か否かにかかわらず)カテゴリーで容疑対象としていることが問題なのである。

た少年像に引きずられていないかを、また、手続的に少年の権利が担保されているか否かを「健全な育成」を行う側（大人）が常に検証すること、そして、この固定化した構図を打破するには、当事者の語りを聴き、当事者が語れるように環境を整え、少年が自らの「健全育成」について、少年自身が参画できるようにすることである。

（参考文献）

- 葛野尋之（1989）「不良行為少年補導におけるひとつの問題点—福井市において行った聞き取りをもとに—」（『犯罪社会学研究』第14号、pp.90—108）。
- 広田照幸・伊藤茂樹（2011）「社会の変化と日本の少年矯正—教育社会学の立場から—」（『犯罪社会学研究』第36号、pp.28—40）。
- 宝月誠（1996）「逸脱理論における「実証主義」支配」（北川隆吉・宮島喬編『20世紀社会学理論の検証』、有信堂高文社）。
- 岩田正美（2008）『社会的排除 参加の欠如・不確かな帰属』、有斐閣。
- 守山正・後藤弘子編（2009）『ビギナーズ少年法 第2版補訂版』、成文堂。
- 長光太志（2009）「社会的閉鎖理論による社会的排除概念の再考」（『佛大社会学』第34号、pp.14—26）。
- 日本犯罪社会学会編（2009）『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』、現代人文社。
- 櫻井秀夫（2018）「『健全育成』理解モデルへの一考察—少年法における非執行機関も含めた全体モデル試論—」（後藤弘子編『健全育成概念の再検討』千葉大学大学院人文公共学府研究プロジェクト第323集）。
- （2008）「観護業務の現状と法令上の課題」（『矯正研修所紀要』23号）。
- 高内寿夫（2000）「少年法における「健全育成」についての一考察—保護手続の権力的側面に着目して—」（新倉修・横山実編『少年法の展望』、現代人文社）。
- 内藤直樹（2012）「社会的排除／包摂の人類学」（『文化人類学研究』77号 pp. 230—249）
- 山内啓路（2011）「『自己形成空間』としての少年鑑別所—く教えない—学ぶ>関係としての観護から—」（臨床教育人間学会編『臨床教育人間学4 関係性をめぐって』、東信堂）
- Young,J.（2007）The Vertigo of Late Modernity,Sage.（=2008、木下ちがや他訳『後期近代の眩暈（めまい）：排除から過剰包摂へ』、青土社。）
- （1999）The Exclusive Society:Social Exclusion,Crime and Difference in Late Modernity,Sage.（= 2007、青木秀男他訳『排除型社会：後期近代における犯罪・雇用・差異』、青土社。）